

箱根町有害鳥獣捕獲実施報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣の捕獲を推進することで、町内における鳥獣被害を防止し、町民生活の安全確保に寄与するため、有害鳥獣を捕獲した者に対して予算の範囲内において報償金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 捕獲許可 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等の許可をいう。
- (2) 有害鳥獣 捕獲許可の対象となる鳥獣のうち、イノシシ及びニホンジカをいう。
- (3) 幼獣 イノシシにあつては体に縞模様がついた個体をいい、ニホンジカにあつては体に鹿の子模様がついた体重がおおむね20kg未満の個体をいう。

(交付対象者)

第3条 報償金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 神奈川県知事又は町長の捕獲許可を受け、町内で有害鳥獣を捕獲した者
 - (2) 町税等の滞納がない者
 - (3) 個人にあつては、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でない者
 - (4) 法人にあつては、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員でない者
- 2 前項の規定にかかわらず、町が有害鳥獣対策事業を委託した者(団体である場合は、その構成員を含む。)及び箱根町鳥獣被害対策実施隊員は、交付の対象としない。

(報償金の交付)

第4条 町長は、捕獲許可に基づき有害鳥獣を捕獲した者に対して報償金を交付する。

2 報償金の額は、次の各号に掲げる有害鳥獣の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) イノシシ(幼獣を除く。) 1頭につき7,000円

(2) ニホンジカ(幼獣を除く。) 1頭につき7,000円

(3) イノシシ及びニホンジカ(幼獣に限る。) 1頭につき3,000円

(交付申請)

第5条 報償金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、箱根町有害鳥獣捕獲実施報償金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、捕獲許可の期間の満了後30日又は有害鳥獣を捕獲した年度の3月31日のいずれか早い日までに、町長に提出するものとする。

(1) 捕獲実績一覧表(第2号様式)

(2) 捕獲した有害鳥獣の写真

(3) 捕獲の位置図

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、内容を審査して、その適否を決定し、箱根町有害鳥獣捕獲実施報償金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 報償金の交付の決定を受けた者は、すみやかに箱根町有害鳥獣捕獲実施報償金交付請求書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により報償金の交付を受けたときは、当該報償金の交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、箱根町有害鳥獣捕獲実施報償金交付決定取消通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(報償金の返還)

第9条 町長は、報償金の交付決定を取り消した場合において、既に報償金が交付されているときは、期間を定めて報償金の全部又は一部の返還を命ずる

ものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。